



## 羅針盤

司法改革  
総合センター  
ニュース

# 司法シンポジウム, 迫る!

日弁連の第22回司法シンポジウムが、来る6月22日(金)、JALリゾートシーホークホテル福岡において、「市民のための弁護士をめざして—いま、弁護士・弁護士会に求められるもの—」というテーマで開催される。例年、司法シンポジウムの前に各単位会がプレシンポジウムを行ない、司法シンポジウムの先鞭をつけているが、本会も、来る4月18日(水)午後1時から4時まで、弁護士会館5階502号室において、「法曹人口の増大と法曹の質の確保」というテーマでプレシンポジウムを開催する。

そこで、本稿では、両シンポジウムにおいて予定されている内容を紹介する。両シンポジウムに奮ってご参加いただきたい。

## プレシンポジウム

日時：4月18日(水) 午後1時～4時

場所：弁護士会館5階502号室

### ■テーマ

「法曹人口の増大と法曹の質の確保」

### ■内容と構成

#### 【第1部 基調報告】

第1に、「法曹の質をどのように評価するかの取り組みの現状」が報告される。司法改革総合センターの担当者が、法曹人口大増員時代を迎え、法曹の質の確保の方策に関する検討経過を報告し、あわせて、法曹の質とは何かを提言する。また、諸外国における法曹の実情に関する報告も簡潔になされる。

第2に、「司法修習制度の現状と課題」が報告される。司法修習委員会の担当者が、司法修習の現状と課題を報告し、あわせて、改善策を提言する。実務修習

の期間短縮および修習生の大幅な増加に対する対応が求められている(LIBRA2007年1月号特集「どう変わる? 司法修習」参照)。

第3に、「弁護士研修制度の現状と課題」が報告される。弁護士研修センターの担当者が、弁護士研修の実情と課題を報告し、あわせて、改善策を提言する。弁護士の質の確保の観点からは、個々の弁護士の自主的な研鑽だけに依存するのでは不十分であり、専門分野に特化した専門性の高い弁護士研修が必要とされている。

第4に、「苦情窓口相談の分析結果」が報告される。市民窓口委員会の担当者が、苦情窓口(市民窓口)の現状と課題を報告し、あわせて、改善策を提言する。期別の苦情統計が議論の出発点となる(LIBRA2006年5月号特集「弁護士に対する苦情と非弁提携」参照)。

#### 【第2部 意見交換会】

コーディネーター1名および会場から4名の回答者に対し質問を行ない、回答者が適宜回答する。続いて、随時、会場からの意見も受け付ける。

## 司法シンポジウム

日時：6月22日(金)午前10時～午後5時

場所：JAL リゾートシーホークホテル福岡

### ■テーマ

「市民のための弁護士をめざして

—いま、弁護士・弁護士会に求められるもの—」

「弁護士のあり方」の視点から司法改革の到達点と課題を検証し、現在から未来に向かって市民とともに歩む弁護士像を考える。

### ■内容と構成

#### 【午前（2つの分科会）の内容】

##### ●第1分科会

「弁護士の大都市偏在・弁護士過疎問題をどう解消するか—市民のための地域司法をめざして—」がテーマである。

司法試験合格者の著しい増加にもかかわらず、新人弁護士の過半数が東京三会と大阪弁護士会に登録しており、弁護士偏在と弁護士過疎に歯止めがかかっていない。その原因は何か。また、弁護士が全国津々浦々に適正に配置される方策は何か。基調報告の後、パネルディスカッションが行なわれる。キーワードは、ハード面での「司法基盤」、ならびにソフト面での「担い手とこれを育てる人」および「情報の共有」である。

##### ●第2分科会

「弁護士に対する市民の信頼を高めるために—弁護士の専門的知識と職業倫理を保持し、公益性を確保するために何をすべきか—」がテーマである。

弁護士の大増員時代において、弁護士自治の維持のためには弁護士のアイデンティティとして、公益性・専門性・倫理性が必要である。そのために弁護士・弁護士会は何をするべきか。基調報告、各地の取り組みの報告を受けた後、2部構成のパネルディスカッションが行なわれる。第1部では現場の声をインタビュー形式で聞き、第2部では弁護士および

市民の代表が「市民の信頼する弁護士像」を探る。

#### 【午後（全体会）の内容】

##### ●分科会の報告

まず、2つの分科会の討議内容を報告し、全体会の議論の素材を提供する。

##### ●基調報告：「司法制度と市民と弁護士」

日弁連は、1990年代以降、「市民のための、市民の司法の実現」を目指し、民事・刑事の司法制度、市民の司法参加、法曹養成および裁判官制度改革の4つの分野においてさまざまな制度が創設されるに至った。そこで、基調報告では、かかる司法改革における弁護士・弁護士会の役割は何か、これからの弁護士像はいかなるものかを探った上で、「市民と共に司法改革を進める」ことを確認する。

##### ●映像：「いま、弁護士は—ひろがる弁護士の活動—」

引き続き、各地で新しい分野を切り開く弁護士の活動を映像により紹介し、議論の素材を提供する。

具体的には、ひまわり基金公設事務所弁護士や法テラスのスタッフ弁護士、支部管内に定着し住民のために活動する弁護士、消費者・高齢者・子ども・労働・環境・民暴などさまざまな人権活動に取り組む弁護士、2006年10月2日の法テラス業務開始以降、新当番・国選の制度の下で刑事弁護に取り組む弁護士、国や自治体その他公的機関や企業法務の分野で活動する弁護士、海外で国際司法支援活動にあたる弁護士などである。

##### ●パネルディスカッション：「市民のための弁護士をめざして—いま、弁護士・弁護士会に求められるもの—」

消費者、高齢者、中小企業、労働団体、マスコミなど司法制度の利用者の立場にあるパネラーから、これからの弁護士・弁護士会に期待すること、注文したいことなどにつき、ご意見をいただき、パネラー役の弁護士も交えながら、市民とともに歩む弁護士像を討議する。これを踏まえて、シンポジウムとしての宣言を採択することとなる。

(司法改革総合センター事務局次長 白井 一廣)